

## 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。

特に岐阜県では、地形の影響もあり、本年7月には月の半分を超える16日が猛暑日となり、本町においても連日異常な猛暑が続き、このような中、園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす教室に空調設備が配置されていない幼稚園及び小中学校における教育環境は極めて厳しく、学習意欲や集中力の低下を招くだけでなく、健康面への影響も苦慮されてきた。

また、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、「教室内の温度は、17度以上、28度以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に義務教育の過程では教育環境に格差が生じることはあってはならない。

これらの状況を踏まえ、国では、先般、新たな国庫支出金（ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金）が創設され、また、起債（学校教育施設等整備事業債）についても充当率や後年度交付税措置率が見直されるなど、財政支援の拡充がなされた。

しかしながら、現状では、幼稚園及び小中学校における空調設備の整備率は市町村間で大きく異なっており、本年のような極めて厳しい教育環境を改善すべく次年度において空調設備の整備を促進していくためには、より一層の財政支援が求められるところである。

そのため、国においては、幼稚園及び小中学校への空調設備の導入が、早急かつ確実に実施されるよう、国庫支出金の予算規模の大幅増額及び補助対象経費や補助率の拡充など、さらなる財政支援の充実を図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

岐阜県 垂井町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣